

新小牧市民病院エネルギー供給サービス事業委託プロポーザ
ル実施要綱

〔平成 27 年 6 月 1 日〕
〔 27 小 院 建 第 1 9 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新小牧市民病院エネルギー供給サービス（以下「ES」という。）事業の委託について、技術的に最適な者を特定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第 2 条 対象とする業務は、新小牧市民病院エネルギー供給サービス事業委託業務（以下「業務」という。）とする。

(参加資格及び条件)

第 3 条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 次条第 1 項の規定による公告の日において、小牧市の入札参加資格者名簿に登録されている者又は同等の資格を有していると小牧市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が認める者
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (4) 第 5 条に定める参加表明書等の提出をした日から当該業務の契約を締結する日までに、小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 4 年 3 月 31 日決裁）に基づく指名停止、小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 25 日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者

(5) 東海4県（愛知県、岐阜県、三重県及び静岡県）、関東1都6県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び神奈川県）、関西2府4県（大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県及び和歌山県）で延床面積30,000平方メートル以上の施設について、加工エネルギー供給サービス事業（1次エネルギーである電気やガスを、自ら整備した設備を用いて熱エネルギー等に変換し、対象施設に供給することをいう。）の実績を3件以上有する者。

(6) 新小牧市民病院建設設計業務の受託者と資本又は人事面において次に掲げる事項に該当しない者であること。

ア 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

イ 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

（公募の公告）

第4条 管理者は、プロポーザルに参加する者に必要な参加資格、条件、業務の内容その他の事項について公告するものとする。

2 管理者は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を小牧市民病院のホームページで公表するものとする。

（参加表明書等の提出）

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、プロポーザル参加表明書その他の別に定める提出書類（以下「参加表明書等」という。）を管理者が指定する日までに管理者に提出しなければならない。

（参加資格審査）

第6条 管理者は、参加表明書等を審査し、参加表明書等を提出した者（以下「提出者」という。）に対して第3条各号のいずれにも該当するか否かを通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定により第3条各号のいずれにも該当すると認められた提出者に対しては、審査結果並びにESの費用及び実績・技術提案書（以下「提案書」という。）の提出要請を様式第1により通知するものとし、第3条各号のいずれにも該当すると認められなかった提出者に対しては、その旨及びその理由を様式第2により通知するものとする。この場合において、提出者は、異議申立て等は一切できないものとする。

(提案書の審査)

第7条 管理者は、提案書の審査として、別に定める新小牧市民病院エネルギー供給サービス事業委託プロポーザル審査委員会に前条第2項の規定により提案書の提出を要請した者に対し提案書の内容の聴取等を行わせ、業務について技術的に最適な者及び次点者1者を選定させ、及びその結果を管理者に報告させるものとする。

2 管理者は、前項の報告に基づき、業務について技術的に最適な者を特定するものとする。

3 管理者は、前項の規定により業務について技術的に最適な者として特定した者(以下「最優秀者」という。)に対しては、その旨を様式第3により通知し、特定しなかった者に対しては、その旨及びその理由を様式第4により通知するものとする。

4 前条第2項後段の規定は、前項の場合について準用する。

(参加資格審査結果の公表)

第8条 第6条第2項の規定により第3条各号いずれにも該当すると認められた提出者については、前条第2項の規定による特定後、小牧市民病院ホームページにおいて公表するものとする。

(随意契約に係る見積書の徴収)

第9条 管理者は、最優秀者を業務に係る随意契約の相手方とし、見積書を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は最優秀者が第3条各号に規定する者に該当しなくなると認めるときは、次点者を見積書の徴収及び随意契約の相手方とする。

3 前項の場合において、最優秀者に生じる損害については、小牧市病院事業は一切の責を負わない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

2 この要綱は、業務に係る契約の締結をもって、その効力を失う。

様式第 1（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市病院事業管理者

新小牧市民病院エネルギー供給サービス事業業務委託
プロポーザル参加資格審査結果について（通知）

このことについて、参加表明書等を審査した結果、貴社を下記のとおり参加資格があると認めましたので、E S 費用及び実績・技術提案書を提出するよう要請します。

記

- 1 審査結果
- 2 その他

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市病院事業管理者 印

新小牧市民病院エネルギー供給サービス事業業務委託
プロポーザル参加資格審査結果について（通知）

このことについて、参加表明書等を審査した結果、貴社については下記のとおり参加資格があると認められませんでしたので通知します。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに感謝するとともに、今後も本病院へのご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 認めなかった理由
- 2 その他

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第3（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市病院事業管理者

新小牧市民病院エネルギー供給サービス事業業務委託
プロポーザル提案書の審査結果について（通知）

このことについて、提案書等により審査をした結果、貴社を下記のとおり業務について技術的に最適な者として特定しましたので通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 その他

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第4（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市病院事業管理者 印

新小牧市民病院エネルギー供給サービス事業業務委託
プロポーザル提案書の審査結果について（通知）

このことについて、提案書等により審査をした結果、貴社については下記のとおり当業務の受託者として特定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに感謝するとともに、今後も本病院へのご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 特定しなかった理由
- 2 その他

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。